

議会改革調査特別委員会

- ◎宮本 増 憲
 ○上田 栄 一 宇都宮 宗 康
 大野 立志 武田 雅 司
 村上 常 雄 梅 木 良 照
 吉岡 猛
 (◎委員長 ○副委員長)

平成23年 市議会の活動状況

◆議会の開催状況

区分	月	会 期	会期日数	本会議日数	傍聴人数
定例会	3月	自 2月28日 至 3月17日	18日	4日	14人
	6月	自 6月14日 至 6月28日	15日	4日	13人
	9月	自 9月6日 至 9月21日	16日	4日	22人
	12月	自 12月6日 至 12月20日	15日	4日	66人
臨時会	1月	1月20日	1日	1日	0人
	11月	11月30日	1日	1日	0人
合 計			66日	18日	115人

◆議決状況

提出	種類	原案可決	認定	承認	同意	合計
市長	条例	25				25
	予算	44				44
	決算		2			2
	契約		4			4
	人事案件				6	6
	専決処分			2		2
	その他	15				15
	小計	84	6	2	6	98
議員	意見書	2				2
	その他	1				1
委員会	条例・規則	1				1
合 計		88	6	2	6	102

◆請願・陳情

種 類	採択	趣旨採択	不採択	継続審査	審議未了	計
請 願			8			8
陳 情						
計			8			8

◆委員会の開催状況

区 分	開催日数
常任委員会	総務企画 6日
	厚生文教 8日
	産業建設 5日
議会運営委員会	17日
特別委員会	肱川流域治水対策 1日
	議会改革調査 1日
	決 算 5日
合 計	43日

◆議案【市長提出分】

番 号	件 名	結 果
第76号	平成22年度大洲市歳入歳出決算の認定について	認 定
第77号	平成22年度大洲市企業会計決算の認定について	認 定
第82号	平成23年度大洲市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
第83号	平成23年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第84号	平成23年度大洲市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第85号	平成23年度大洲市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第86号	障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理について	原案可決
第87号	大洲市報酬及び費用弁償支給条例及び大洲市長浜体育館条例の一部改正について	原案可決
第88号	大洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	原案可決
第89号	一級河川肱川広域基幹河川改修事業及び市道天貢線道路改良事業(平成23年度分)の施行に関する委託契約の変更について	原案可決
第90号	財産の交換について	原案可決
第91号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第92号	市道の路線認定について	原案可決
第93号	大洲・喜多衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	原案可決
第94号	内山衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	原案可決
第95号	大洲地区内子運動公園事務組合の解散について	原案可決
第96号	大洲地区内子運動公園事務組合の解散に伴う財産処分について	原案可決
第97号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同 意
第98号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	同 意

◆議案【議員提出分】

番 号	件 名	結 果
議第5号	子どもに対する手当財源に係る地方負担に反対する意見書	原案可決
議第6号	議会改革調査特別委員会の設置について	原案可決

◆報告

番 号	件 名	結 果
報告14	専決処分した事件の報告について	受 理
	専決第13号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	
	専決第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	
報告15	専決第15号 損害賠償の額を定めることについて	受 理
報告15	青島海運有限会社の経営状況を説明する書類の提出について	

◆請願

番 号	件 名	結 果
請願18	原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める請願書	不 採 択
請願19	消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願	不 採 択
請願20	年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願	不 採 択
請願21	無年金・低年金者への基礎年金庫庫負担分3.3万円の支給を求める請願	不 採 択

子どもに対する手当財源に係る地方負担に反対する意見書

政府は、平成22年度から導入した子どもに対する手当について、全額国庫負担で実施するとの方針を繰り返し表明した経緯があるにもかかわらず、平成24年度から支給される新しい手当の財源負担について、引き続き地方に求める考えを示している。

これまで示された政府案は、地方に裁量の余地がない現金給付に地方の一般財源を一方向的に充てようとするものであり、地方としては到底受け入れられないものである。

子育て支援は、地域の実情に応じ地方自治体が創意工夫を発揮できる分野を地方が担当すべきであり、子どもに対する手当のような全国一律の現金給付については、国が担当し、全額を負担すべきである。

よって、国においては、地方に負担を転嫁することなく、子どもに対する手当を含む、子ども・子育てにかかる国と地方の役割分担や費用負担のあり方について、改めて「国と地方の協議の場」において十分な協議を行うとともに、地方の裁量が拡大する方向で検討を行ったうえで再提案することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日

大洲市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官